

承認第4号の資料

「寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
国民健康保険税	第3条	課税額	後期高齢者支援金等課税限度額の改正	20万円	22万円
	第11条	国民健康保険税の減額	後期高齢者支援金等課税限度額の改正	20万円	22万円
			軽減判定所得基準額の改正	28万5千円 52万円	29万円 53万5千円
	第11条の2	特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例	規定の適正化		規定の整備
	第24条の2	特例対象被保険者等に係る申告	規定の適正化		規定の整備
附 則	第3項	公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例	規定の適正化		規定の整備
	第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第10項、第13項、第14項	上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例	規定の適正化		規定の整備